

高齢者虐待防止等に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人恵生会が運営する事業において、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるものとする。

(対象とする虐待)

第2条 この指針において「高齢者虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う次の各号の行為をいう。

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(高齢者虐待防止の対応体制)

第3条 当法人は、身体拘束・高齢者虐待防止等に努める観点から高齢者虐待防止検討委員会「よりよいケア委員会（以下、本委員会）」を設置する。なお、本委員会の運営責任者は法人が運営する事業所の管理者（施設長）とし、各事業所から選出された職員を委員とする。

2 本委員会は、原則2ヶ月に1回開催する。

3 本委員会の議題は、委員の代表が定める。具体的には、次の内容について協議するものとする。

- ① この指針の整備に関すること
- ② 職員の研修の内容に関すること
- ③ 職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ⑦ 不適切ケアに関する事

(職員研修)

第4条 職員等に対する高齢者虐待防止等の研修内容については、次のとおりとする。

- ① 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護事業、成年後見人制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
 - ⑥ 不適切ケアの改善 等
- 2 研修の実施は、年2回以上とする。
 - 3 研修の実施については、出席者名簿、資料、報告書等を記録する。欠席者については、研修内容について周知徹底するようにする。

(虐待等が発生した場合の対応)

第5条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には厳正に対処する。

- 2 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

第6条 職員等が他の職員等による虐待を発見した場合、所属長又は他の上席者へ報告する。

- 2 所属長又は他の上席者は前項職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当事者に事実確認を行う。又必要に応じて関係者から事情を確認する。これらの確認経緯は、時系列で概要を整理する。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが判明された場合には、当事者に対応の改善を求め、必要な措置を講じる。
- 4 前項の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村等の外部機関に相談する。
- 5 事実確認を行った内容等、虐待が発生した経緯を踏まえ、当委員会において当該

事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を検討し、全職員へ周知する。

6 必要に応じ、関係機関等に説明し、報告を行う。

(成年後見人制度の利用支援)

第7条 利用者又は家族等に対して、利用可能な成年後見人制度に対し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(閲覧)

第8条 当指針の閲覧は、利用者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

この指針は、令和7年8月1日から施行する。